

第58回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2024年6月25日(火曜日) 午前10時
受付開始 午前9時

開催場所 福島県福島市黒岩字堂ノ後35番地
たまのや こころ斎苑 黒岩

会場 変更	会場が前回と異なっておりますので、末尾の 会場ご案内図をご参照いただき、お間違えの ないようご注意ください。
----------	--

議 案 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締
役を除く。）6名選任の件

株主の皆様へのお知らせ
本株主総会にご出席の株主様へのお土産の配付及び
株主懇談会の開催はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



感動のある人生を。

こころネット株式会社

私たちの
グループの理念

私たちは、
人々の「こころ」に
満足と安らぎをもたらす
サービスを提供する。

私たちの
経営方針

1. グループの全員が心を一つにし、高い企業価値を実現する。
2. 社員の自主性とパワーを最大限に生かした、社員主役の経営をすすめる。
3. どのお客様に対しても高品質のサービスを提供する。

目 次

第58回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使等についてのご案内	4
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	6
第2号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）6名選任の件 ...	7
事業報告	
1. 企業集団の現況	13
2. 会社の現況	27
3. 株式会社の支配に関する基本方針	34
4. 株式会社の状況に関する重要な事項	34
5. 剰余金の配当等の決定に関する方針	34
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告	39

証券コード 6060

2024年6月5日

電子提供措置の開始日 2024年6月3日

株主の皆様へ

福島県福島市鎌田字舟戸前15番地1

こころネット株式会社

代表取締役社長 菅野孝太郎

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://cocolonet.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」を選択いただき、「IRニュース」からご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名」（会社名）に「こころネット」または「コード」に当社証券コード「6060」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、ご確認ください。）



なお、当日のご出席に代えて、事前にインターネットまたは書面（郵送）により議決権行使いただけますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|----|---|
| 1. 日 | 時 | 2024年6月25日（火曜日） 午前10時 受付開始 午前9時 |
| 2. 場 | 所 | 福島県福島市黒岩字堂ノ後35番地
たまのや こころ斎苑 黒岩
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | |
| | 1. | 第58期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第58期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- （1） 書面（郵送）による議決権行使において、各議案に賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- （2） 同一の株主様が書面（郵送）とインターネットによる双方の議決権行使をした場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- （3） インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- （4） 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上のウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

以 上

議決権行使等についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

当日の受付開始は、午前9時を予定しております。

開催日時

2024年6月25日(火曜日)

午前10時



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)

午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)

午後5時30分入力完了分まで



- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 会社法改正により、電子提供措置事項について1頁に記載の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面(以下「本招集ご通知」という。)でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した本招集ご通知をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第17条第2項の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。

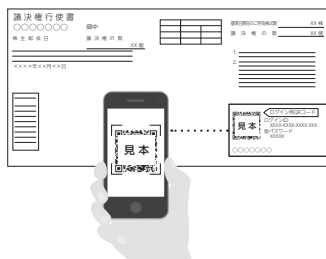
- ①業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ②連結株主資本等変動計算書
- ③連結注記表
- ④株主資本等変動計算書
- ⑤個別注記表

従いまして、本招集ご通知に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

QRコードを読み取る方法

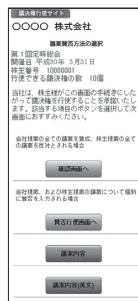
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

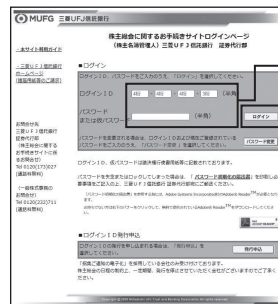
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主の皆様へ安定した配当を継続的に行う当社の基本方針に則り、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 15円 配当総額 56,573,325円
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月26日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了となります。つきましては、引き続き取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。本議案につきましては、独立社外取締役3名を含む5名の委員で構成される指名・報酬委員会で審議したうえで取締役会において決定したものです。

なお、各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏 名	現在の地位及び重要な兼職	属 性
1	さいとう たかのり 齋藤 高紀	代表取締役会長	再任
2	かの こうたろう 菅野 孝太郎	代表取締役社長 天津中建万里石石材有限公司 董事	再任
3	はねだ かつのり 羽田 和徳	取締役 株式会社たまのや 代表取締役 株式会社フルール 代表取締役	再任
4	くま さか しゅういち 熊坂 秀一	取締役	再任
5	いとう のぶひろ 伊藤 信弘	社外取締役 株式会社いちい 代表取締役社長 株式会社ヒロックス 代表取締役社長 株式会社アイホールディングス 代表取締役社長	再任 社外 独立
6	いしやま すみえ 石山 純恵	株式会社クリフ 代表取締役 株式会社OMJプラザ 代表取締役 福島県コワーキングスペース協同組合 専務理事	新任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

さいとう

齋藤

たかのり

高紀

(1948年4月1日)

所有する当社の株式数……………429,300株

再任

【職歴、当社における地位及び担当】

1970年4月 北海道東北開発公庫（現 株式会社日本政策投資銀行）入庫
1992年6月 旧 株式会社たまのや 代表取締役副社長
株式会社ふくしま互助会（現 株式会社ハートライン）代表取締役副社長
1995年11月 旧 株式会社たまのや 代表取締役社長
1996年6月 株式会社ふくしま互助会（現 株式会社ハートライン）代表取締役社長
1997年4月 株式会社サンストーン 代表取締役社長
2005年11月 カンノ・コーポレーション株式会社（現 当社）代表取締役副社長
2012年6月 当社 代表取締役社長
2021年4月 当社 代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

齋藤高紀氏は、当社の社長として長年にわたりグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上にも貢献しております。なお、2021年4月からは会長に就任し、その実績及び業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

かのこうたろう

菅野孝太郎

(1968年6月7日)

所有する当社の株式数…………… 85,140株

再任

【職歴、当社における地位及び担当】

1993年4月 株式会社福島銀行 入行
2003年4月 旧 石のカンノ株式会社（現 当社）入社
2008年6月 新 石のカンノ株式会社（現 カンノ・トレーディング株式会社）取締役
2012年7月 当社 企画部長
2015年6月 当社 取締役
2019年6月 当社 代表取締役副社長
2021年4月 当社 代表取締役社長（現任）

【重要な兼職の状況】

天津中建万里石石材有限公司 董事

取締役候補者とした理由

菅野孝太郎氏は、2012年7月から当社の企画部長を務め、取締役、副社長を歴任し、2021年4月からは社長として経営の指揮を執っております。グループ全社の業務にも精通し、経営全般に関わる幅広い知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

はねだ
羽田

かつのり
和徳

(1959年4月10日)

所有する当社の株式数…………… 14,300株

再任

【職歴、当社における地位及び担当】

1983年4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行
2002年10月 同行 青森中央支店長
2004年7月 同行 広尾支店長
2010年11月 当社 営業開発部長（株式会社みずほ銀行より出向）
2012年6月 当社 取締役
2015年6月 当社 常務取締役
2019年6月 当社 取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社たまのや 代表取締役
株式会社フルール 代表取締役

取締役候補者とした理由

羽田和徳氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験を有しており、当社入社後は営業開発部長を務め、2012年6月に取締役に就任しております。企業経営に関する幅広い知見も有していることから、今後も当社の経営の充実に資する人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

くまさか
熊坂

しゅういち
秀一

(1964年11月11日)

所有する当社の株式数…………… 5,700株

再任

【職歴、当社における地位及び担当】

1983年3月 株式会社たまのや 入社
2008年4月 同社 催事事業部長
2014年4月 同社 総務部長
2014年6月 同社 取締役
2020年6月 当社 取締役（現任）
[担当] 人事部長

取締役候補者とした理由

熊坂秀一氏は、株式会社たまのやに入社以来、葬祭事業全般に従事し、2014年6月には同社取締役に就任しております。2020年6月から当社取締役人事部長として経営全般及び管理・運営業務に従事し、幅広い知見を有していることから取締役として選任をお願いするものであります。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告

候補者番号

5

いとう
伊藤

のぶひろ
信弘

(1957年2月10日)

所有する当社の株式数…………… 2,000株

再任

社外

独立

【職歴、当社における地位及び担当】

1983年3月 株式会社いちい 入社
1990年2月 同社 取締役管理部長
2000年3月 同社 常務取締役
2003年3月 同社 専務取締役
2003年10月 同社 代表取締役社長
2018年6月 当社 社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社いちい 代表取締役社長
株式会社ヒロックス 代表取締役社長
株式会社アイホールディングス 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

伊藤信弘氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、公平かつ中立的な立場から当社の経営上
有用な意見・助言をいただけるものと判断したことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものでありま
す。同氏には、企業経営者としての豊富なビジネス経験を生かし、当社において独立した客観的立場で経営を監督す
る役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

6

いしやま
石山

すみえ
純恵

(1962年9月8日)

所有する当社の株式数…………… 一 株

新任

社外

独立

【職歴】

2008年2月 株式会社クリフ設立 代表取締役
2021年7月 株式会社OMJ プラザ設立 代表取締役
2022年10月 福島県コワーキングスペース協同組合設立 専務理事

【重要な兼職の状況】

福島県労働委員会 使用者委員
福島県地方再生・人口減少対策有識者会議 委員
一般社団法人Tobacco-freeふくしま 理事
国立大学法人福島大学 経営協議会 学長選抜委員会 学外委員
国際女性会議WAW! 2022 有識者委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

石山純恵氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を備え、また公的機関における役職にも就任しており、
その知識や経験を活かし、独立した客観的な立場で当社の経営上有用な意見・助言をいただけるものと判断したこと
から、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、企業経営者としての豊富なビジネス経験を活
かし、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1 伊藤信弘氏及び石山純恵氏は社外取締役候補者であります。
- 2 伊藤信弘氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。また、石山純恵氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として指定する予定であります。
- 3 伊藤信弘氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。
- 4 当社は、伊藤信弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、石山純恵氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- 5 監査等委員会は、各候補者を取締役を選任することが当社の企業価値向上に資すると判断しております。
- 6 当社は、取締役全員と会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、石山純恵氏を除く各候補者の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、石山純恵氏の選任が承認された場合は、同内容の補償契約を締結する予定であります。
- 7 当社は、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約は次回更新時（2025年2月）に同内容で更新する予定であります。

以 上

<ご参考> 取締役のスキル・マトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決され、本株主総会終了後開催の臨時取締役会において役職が選定された場合、各取締役の知識、経験及び能力等を一覧化したスキル・マトリックスは以下のとおりとなる予定です。

氏 名	当社における 地位	企業経営	法務・ リスクマネ ジメント	財務・ 会計	営業・マーケ ティング・ 業界知見	IT・DX	人事・ 労務・ 人財開発	サステナビリ ティ・ESG
齋藤 高紀	代表取締役会長	●		●	●	●	●	
菅野 孝太郎	代表取締役社長	●	●		●		●	●
羽田 和徳	取締役	●		●	●	●		
熊坂 秀一	取締役	●	●		●		●	
伊藤 信弘	社外取締役	●			●		●	●
石山 純恵	社外取締役	●		●		●	●	
加藤 重光	取締役 常勤監査等委員		●	●				●
菅野 晴隆	社外取締役 監査等委員		●				●	●
鈴木 一徳	社外取締役 監査等委員		●	●				●

(注) 上記の一覧表については、経験・知識や専門性等の発揮が期待できるスキルを表示しており、各自の有するすべてのスキルを表すものではありません。

(当該書面)

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴う行動制限の緩和等を背景に、雇用・所得環境が改善する下で、景気は緩やかな回復傾向で推移しました。一方で、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念等、海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇、中東情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

このような環境の下、当社グループでは、「第4次中期経営計画」(2023年3月期～2025年3月期)の重点施策である「価値創造のフレームづくり」「経営資源の集中と深化」「経営基盤の強化」に引き続き取り組みました。具体的には、マーケティングの高度化に向けたWebマネジメント体制の再構築や葬祭事業のコンタクトセンター開設等を推進しました。次に、戦略的アセットマネジメントとして葬祭会館2施設の開設と葬祭会館1施設の事業譲受、仏壇・仏具及び墓石等を販売する葬祭事業と石材事業のコラボレーション店舗1施設の開設、婚礼会場2施設の閉館等を実施しました。加えて、事業開発による業容拡大として喜月堂ホールディングス株式会社(山梨県韮崎市)の全株式を取得し、同社及び同社の子会社3社(以下「喜月堂グループ」という。)を連結子会社化するとともに、当該4社を株式会社喜月堂セレオに組織再編しました。また、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の実効性評価の実施及び結果の概要の開示や、株主総会の議決権行使に係る環境整備、BCM活動の実践によるリスク管理体制の強化等に取り組みました。

当連結会計年度の当社グループの経営成績は、主に既存の葬祭事業における増収及び株式会社喜月堂セレオが連結業績に貢献したこと等により、売上高は10,035百万円(前期比5.0%増)となりました。売上高の増加等に伴う売上原価の増加や広告宣伝の強化等に伴う販売費及び一般管理費の増加に加え、喜月堂グループの連結子会社化に伴い売上原価、販売費及び一般管理費が増加しましたが、増収幅がコスト増加幅を上回ったため、営業利益は658百万円(同5.5%増)となりました。また、為替差益の計上及び持分法による投資損失の減少等により、経常利益は830百万円(同24.2%増)となりました。加えて、婚礼会場の閉館に伴う減損損失が前年よりも大幅に減少したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は579百万円(288.5%増)となりました。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告

セグメント別の経営成績は次のとおりであり、売上高についてはセグメント間の内部売上高または振替高を除き記載しております。

葬祭事業

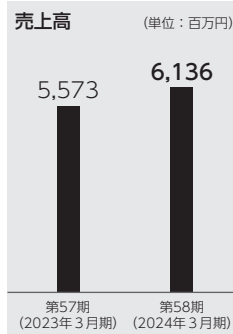
売上高

6,136百万円
(前期比10.1%増)

営業エリアの死亡者数はほぼ横ばいで推移した一方で、他社との競争は激しい状況が続きました。また、社会全体でアフターコロナへの移行が進んでいるものの、葬儀の小規模化は依然として継続しました。

このような状況の下、葬祭会館の新規出店として2023年9月に「家族葬のこころ斎苑 牛久南」（茨城県牛久市）、2023年12月に「もとみや斎場 家族葬ホール」（福島県本宮市）を開設するとともに、2024年2月に「こころ館 西川田」（栃木県宇都宮市）の事業譲受をいたしました。また、石材事業とのコラボレーション店舗として2023年11月に「ぶつだんプラザ会津・石のカンノ 会津支店」（福島県会津若松市）を開設しました。加えて、2023年9月に山梨県韮崎市を本拠地とする喜月堂グループとのM&Aを実施し、営業エリアの拡大を図りました。更に、広告宣伝やアフターフォロー営業等を強化し、一般葬の受注やオプション販売が好調に推移したこと等により、葬儀施行単価及び法事施行件数等が前期よりも増加しました。

その結果、売上高は6,136百万円（前期比10.1%増）、営業利益は692百万円（同12.0%増）となりました。



石材事業

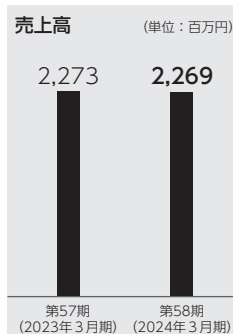
売上高

2,269百万円
(前期比0.2%減)

国際情勢の影響等による海外における原石の在庫不足等への影響は、解消傾向に向かいました。

このような状況の下、石材卸売においては、新規取引先の開拓と既存取引先への販売促進及び販売価格の見直し等に注力し、石材卸売単価等が前期よりも増加しました。石材小売においては、「石のカンノ 会津支店」（福島県会津若松市）を移転し、葬祭事業とのコラボレーション店舗として2023年11月に「ぶつだんプラザ会津・石のカンノ 会津支店」を開設しました。また、広告宣伝の強化による来店客誘致と成約率の向上、墓石のリフォーム・メンテナンスの提案及び単価向上施策等に取り組み、石材小売単価等が前期よりも増加しました。

その結果、売上高は2,269百万円（前期比0.2%減）、営業利益は63百万円（同23.7%増）となりました。



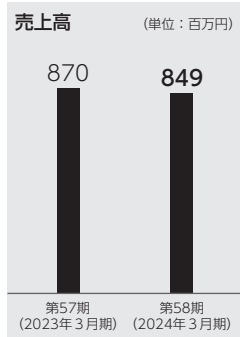
婚礼事業

売上高
849百万円
(前期比2.4%減)

社会全体でアフターコロナへの移行が進んでいるものの、婚礼の需要減少及び小規模化は依然として継続しました。

このような状況の下、事業環境の変化等を踏まえ、2022年6月にゲストハウス「アニエス郡山」（福島県郡山市）を閉館したに加え、2023年11月にゲストハウス「アニエス会津」（福島県会津若松市）、2024年3月に総合婚礼会場「クーラクーリアンテ サンパレス」を閉館し、営業規模の適正化を進めました。婚礼会場の閉館により婚礼施行件数が減少した一方で、婚礼の招待客数促進や宴会の受注促進等を強化したこと等により、婚礼施行単価及び宴会施行単価等が前期よりも増加しました。

その結果、売上高は849百万円（前期比2.4%減）、営業損失は122百万円（前期は営業損失195百万円）となりました。



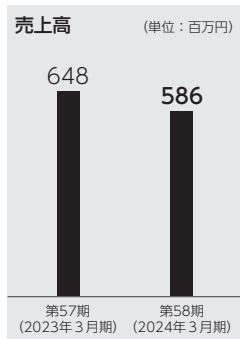
生花事業

売上高
586百万円
(前期比9.5%減)

社会全体でアフターコロナへの移行が進んでいるものの、葬儀の小規模化の継続等に伴い、生花及び生花商品の需要は減少傾向で推移しました。

このような状況の下、葬儀社への生花商品の提案、生花店や葬儀社へのオンラインショップの訴求及びDM・SNSによる情報発信の強化等に注力しました。また、生花の鮮度保持システムを導入し、商品ロスの削減に取り組みました。しかしながら、卸売先における業況の影響もあり、生花の卸売数量等は前期よりも減少しました。また、葬祭事業から生花事業への配送要員の移管に伴い、販売費及び一般管理費が増加しました。

その結果、売上高は586百万円（前期比9.5%減）、営業利益は106百万円（同29.8%減）となりました。

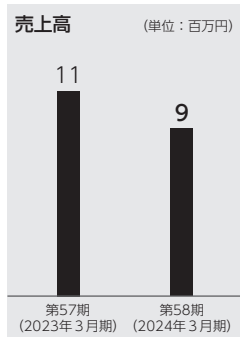


互助会事業

売上高
9百万円
(前期比21.9%減)

互助会の新規会員募集や葬儀施行後の再加入促進等に注力するとともに、販売費及び一般管理費の圧縮等に努めました。しかしながら、婚礼会場の閉館に伴う不動産賃貸収入及び葬祭事業からの手数料収入等が前期よりも減少しました。

その結果、売上高は9百万円（前期比21.9%減）、営業損失は14百万円（前期は営業損失12百万円）となりました。



その他

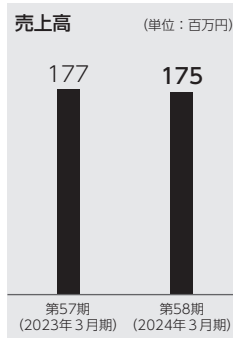
売上高

175百万円

(前期比1.0%減)

卸売先における業況の影響もあり、棺の卸売数量が減少した一方で、オリジナル紙棺「悠舟」や高級棺の販売促進等に注力し、棺の卸売単価が前期よりも増加しました。

その結果、売上高は175百万円（前期比1.0%減）、営業利益は0百万円（前期は営業利益4百万円）となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は608百万円（建設仮勘定を除き、無形固定資産を含む。金額には消費税を含めておりません。）であり、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

セグメント	施設名	設備の内容	投資の内容	金額 (百万円)
葬祭事業・ 石材事業	ぶつだんプラザ会津 石のカンノ 会津支店 (福島県会津若松市)	店舗	開設	63
葬祭事業	もとみや斎場 家族葬ホール (福島県本宮市)	葬祭会館	開設	64
婚礼事業	フーズワークスサンパレス (福島県福島市)	ケータリング 施設	開設	150

② 当連結会計年度末現在における設備の除却、売却等

セグメント	施設名	設備の内容	除却等の開始年月	除却等の理由
婚礼事業	アニエス郡山 (福島県郡山市)	土 地	2023年 7月	売 却
石材事業	石のカンノ 会津支店 (福島県会津若松市)	店 舗	2023年 11月	移 転
婚礼事業	アニエス会津 (福島県会津若松市)	婚礼会場	2023年 12月	撤 去

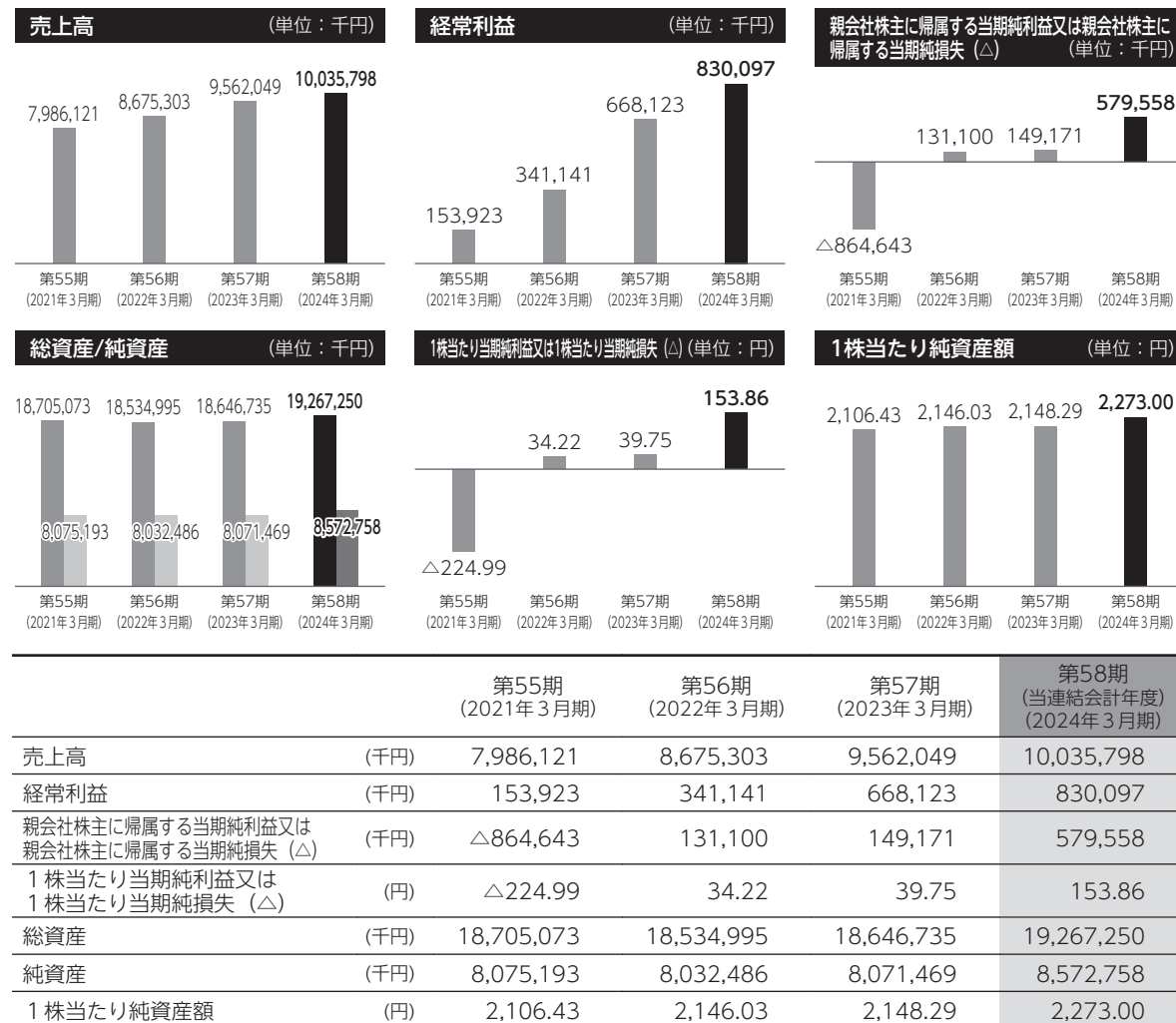
(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、535百万円の長期借入金返済を行いました。

また、当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,500百万円の当座借越契約を締結しております。

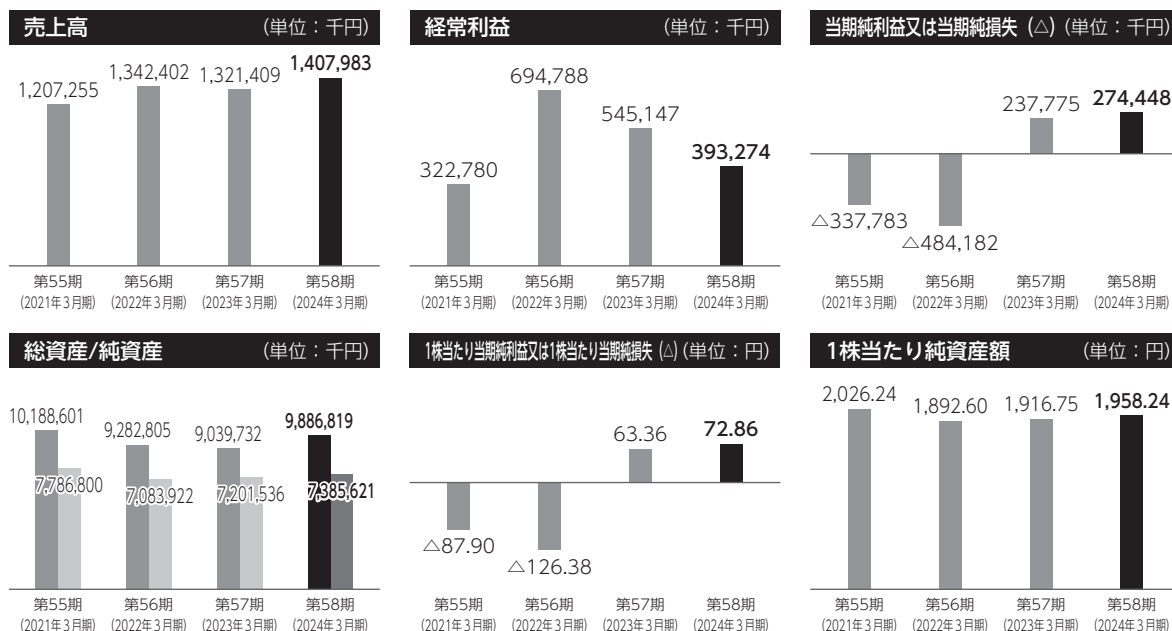
(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況



- (注) 1 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を除く普通株式の期中平均株式数により計算しております。
- 2 1株当たり純資産額は、期末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を除いた値により計算しております。

② 当社の財産及び損益の状況



		第55期 (2021年3月期)	第56期 (2022年3月期)	第57期 (2023年3月期)	第58期 (当事業年度) (2024年3月期)
売上高	(千円)	1,207,255	1,342,402	1,321,409	1,407,983
経常利益	(千円)	322,780	694,788	545,147	393,274
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	△337,783	△484,182	237,775	274,448
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△87.90	△126.38	63.36	72.86
総資産	(千円)	10,188,601	9,282,805	9,039,732	9,886,819
純資産	(千円)	7,786,800	7,083,922	7,201,536	7,385,621
1株当たり純資産額	(円)	2,026.24	1,892.60	1,916.75	1,958.24

- (注) 1 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を除く普通株式の期中平均株式数により計算しております。
- 2 1株当たり純資産額は、期末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を除いた値により計算しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	出資比率 (%)	所在地	主要な事業内容
株式会社たまのや	50,000	100.0	福島県 福島市	葬祭事業
カンノ・トレーディング株式会社	10,000	100.0	福島県 福島市	石材事業
株式会社With Wedding	40,000	100.0	福島県 郡山市	婚礼事業
株式会社フルール	10,000	100.0	福島県 福島市	生花事業 その他（装販部門）
株式会社ハートライン	50,000	100.0	福島県 福島市	互助会事業
株式会社北関東互助センター	40,000	100.0	栃木県 宇都宮市	葬祭事業 互助会事業
株式会社喜月堂セレオ	3,000	100.0	山梨県 韮崎市	葬祭事業
カンノ・トレーディング・ベトナム 有限会社	約42,699 (90億VND)	100.0	ベトナム ホーチミン市	石材事業

- (注) 1 2023年9月1日、喜月堂ホールディングス株式会社及び同社の子会社である株式会社セレオ、株式会社四季、有限会社喜月堂を連結子会社化いたしました。
- 2 2024年2月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である喜月堂ホールディングス株式会社及び同社の子会社である株式会社セレオ、株式会社四季、有限会社喜月堂（以下、「子会社3社」という）は、喜月堂ホールディングス株式会社を存続会社、同社の子会社3社を消滅会社とする吸収合併を行いました。また、同日付で喜月堂ホールディングス株式会社は株式会社喜月堂セレオへ商号変更いたしました。
- 3 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

経営環境につきましては、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されます。しかしながら、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念等、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっております。さらに人件費や物流コストの高騰による物価上昇とそれに伴う個人消費の動向、中東情勢の緊迫化、金融資本市場の変動等の影響にも十分に留意する必要があります。

また、当社グループを取巻く事業環境におきましても、少子高齢化による需要への影響、時流の変化による儀式・埋葬の形態の多様化、価値観や生活様式の変化に伴うお客様ニーズの変化、異業種からの業界参入等、今後も変化の激しい状況が継続するものと予想されます。

こうした経営環境の中、当社グループが対処すべき主な課題及び対応策は、次のとおりであります。

① 人材の確保及び育成

積極的採用による人財確保、ニューノーマル時代の働き方への適応による人財定着
教育研修の充実や各種資格取得の奨励によるサービス及び業務品質の向上
継続的にリーダー人財を輩出する枠組みの構築と風土醸成

② 変化するニーズへ対応

多様な儀式形態を実現するための施設面での充実
利用者のニーズを的確に捉えた独自性の高い商品・サービスの開発
オンラインを活用した営業スタイルの拡充

③ 営業エリアの拡大

葬祭事業における葬祭会館の戦略的新規出店、M&A、アライアンス等の推進
石材事業における関東地区及びベトナム等での販路拡大
生花事業における既存営業所の販路拡大、新規営業所の設置検討

④ コンプライアンス体制の整備

コンプライアンス行動規範の浸透と遵守
コンプライアンス委員会によるコンプライアンス体制の強化、企業倫理の浸透
内部通報制度・相談窓口の整備と全役職員及び当社グループ取引先への周知

⑤ レジリエンシーの高いリスクマネジメント

事業継続マネジメント（BCM）ガイドラインに基づいた活動の実践
リスク管理体制及び危機管理体制の拡充、事業継続能力の維持・強化
常に事業継続意識を保持する企業体質・企業文化の醸成

- ⑥ サステナビリティを巡る課題への対応
福祉、文化・スポーツ、環境の3分野を中心とした活動への取り組み
基本方針の策定、枠組みの整備、目標管理、効果測定等の推進

経営戦略につきましては、当社グループは「2030年ビジョン」の実現に向け、「第4次中期経営計画」（2023年3月期～2025年3月期）の重点施策に引き続き取り組んでまいります。まず、マーケティングの高度化を図るとともに、生産性向上を加速させ、価値創造のフレームづくりを推し進めます。また、戦略的アセットマネジメントや事業開発による業容拡大等、経営資源の集中と深化を進めてまいります。更に、人事戦略のブラッシュアップやコーポレートガバナンスの充実等、経営基盤の強化に努めます。

(7) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、2024年3月31日現在、当社、連結子会社8社及び関係会社3社で構成されております。

当社は純粋持株会社としてグループ運営に係る経営戦略企画、業績管理、不動産管理、総務・経理・人事等の管理業務を行っております。各事業子会社は、葬儀施行及び葬祭に係る商品・サービスの提供（葬祭事業）、墓石・石材加工商品等の卸売・小売（石材事業）、婚礼施行及び婚礼に係る商品・サービスの提供（婚礼事業）、生花・生花商品等の卸売（生花事業）、冠婚葬祭互助会の運営（互助会事業）及びこれらに付随するその他の事業を行っております。これら各事業が連携することにより、相乗効果を高めた総合的な事業展開を行っております。

各事業の内容は次のとおりであります。

① 葬祭事業

当事業は、葬儀施行及び葬祭に係る商品・サービスの提供を主な業務としており、連結子会社である株式会社たまのや、株式会社北関東互助センター及び株式会社喜月堂セレオが、自社施設を利用した葬儀施行及び自宅や寺院での葬儀の補助を行うほか、葬儀施行業務の受託、供花・供物の販売、法事施行、仏壇・仏具販売等を行っております。

当事業においては、自社施設として、福島県、茨城県、栃木県及び山梨県において葬祭会館39施設を展開しており、家族葬等の小規模葬儀から大規模葬儀まで対応可能な体制を構築しております。加えて、葬儀形態、会場及び会葬者数、地域慣習、利用者ニーズ等に応じた各種「パッケージプラン」を提供しており、利用者にとってわかりやすい料金サービス体系を構築しております。

また、サービス品質及び信頼度の維持向上等を図るため、人財育成・教育に注力してお

り、厚生労働省認定葬祭ディレクター技能審査「葬祭ディレクター」の資格取得の奨励等により、ご遺族に対する「こころの安らぎ」の提供にも努めております。

更に株式会社たまのやにおいては、自社による葬儀施行のほか、ＪＡ全農福島及び福島県内の農業協同組合（以下、「ＪＡ組合」という。）全組合が出資する株式会社ＪＡライフクリエイイト福島との業務委託契約に基づき、同社が各ＪＡ組合より受託した葬儀施行に係る一部業務を受託しており、主に自社施設を展開していないエリアにおいて当該形態での事業を行っております。

なお、株式会社たまのやは、株式会社With Weddingより葬儀に係る仕出料理、株式会社フルールより生花・生花商品及び棺等を仕入れているほか、カンノ・トレーディング株式会社の石材小売「石のカンノ」とのコラボレーション店舗の展開、株式会社ハートラインより互助会会員に係る葬儀施行を受託する等、グループ連携を強化した事業展開を図っております。

② 石材事業

当事業は、墓石・石材加工商品等の卸売・小売を主な事業としており、日本国内では連結子会社であるカンノ・トレーディング株式会社が墓石等の石材店への卸売と一般顧客への小売及び霊園斡旋等を行っております。また、海外においては、連結子会社であるカンノ・トレーディング・ベトナム有限会社（ベトナム・ホーチミン市）が墓石販売等を行うほか、持分法適用関連会社である天津中建万里石石材有限公司が石材加工商品の供給等を行っております。

石材卸売は、中国・インド・ベトナム等を中心とした海外から墓石・石材加工商品を輸入し、東日本を中心とした石材店へ販売しております。また、中国福建省廈門市に事務所を設置し、商品仕入業務の円滑化及び商品品質の維持向上に努めるほか、デザイン性の追求や耐震化等の機能開発を行い、これらの付加価値商品を中心に提案しております。

石材小売は、「石のカンノ」の屋号で、福島県に５店舗、長野県に１店舗、東京都、茨城県にそれぞれ１営業所を展開し、墓石等の小売・霊園斡旋及び法人向けの建築石材の施工並びに東京都における屋内納骨堂の販売代行等を行っております。そのうち、福島県内の一部店舗では株式会社たまのやの仏壇・仏具の販売店とのコラボレーション店舗の展開をしております。墓石については「オリジナルデザイン墓石」や「耐震構造墓石」の取扱いや20年保証等により他社との差別化を強化し、消費者のニーズに応じた墓石商品を提供しております。また、一般社団法人日本石材産業協会が認定する「お墓ディレクター」の資格取得を奨励するとともに、改葬や墓じまい、リフォーム・メンテナンス等のサービス品質の維持向上にも努めております。

③ 婚礼事業

当事業は、婚礼施行及び婚礼に係る商品・サービスの提供を主な業務としており、連結子会社である株式会社With Weddingが、福島県において婚礼会場２施設、ケータリング

施設 1 施設を運営し、挙式や披露宴・宴会等の施行サービスを提供しております。また、人財育成・教育に注力しており、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会が認定する「ブライダルプロデューサー」の資格取得の奨励等により、新郎新婦の親族及び友人等の参列者の心が通い合うような挙式・披露宴のプロデュースに努めております。

当事業においては、福島県内の一部で株式会社たまのやに仕出料理等のケータリングを行っているほか、株式会社ハートラインより互助会会員に係る婚礼施行を受託する等、グループ連携を強化した事業展開を図っております。

④ 生花事業

当事業は、生花・生花商品等の卸売を主な業務としており、連結子会社である株式会社フルールがグループ内外の葬祭事業会社に対する生花及び生花商品の供給に加え、一般の生花小売店等向けに同商品の卸売を行っております。

福島県、栃木県、山形県に営業所を設置し、東北、北関東地区を中心として販売先の拡大を図っております。

⑤ 互助会事業

当事業は、当社グループの将来の顧客基盤を確保するため、連結子会社である株式会社ハートライン及び株式会社北関東互助センターが割賦販売法に定める前払式特定取引業者として許可を受け冠婚葬祭互助会の運営を行っております（〔経済産業大臣許可（互）第2001号・3057号〕）。また、株式会社メモリード・ライフの代理店として、少額短期保険加入者の募集代理店業務を行っております。

冠婚葬祭互助会は、会員が月掛金を一定期間払い込むことで、グループ内の株式会社たまのや、株式会社北関東互助センター及び株式会社With Wedding並びに提携する式場等で冠婚葬祭施行の際、通常料金より割安な料金にて役務サービスを利用できる会員制組織であります。更に、会員特典として割引価格によるサービス等を受けることができます。会員に対しては、会報誌の発行、各種相談への窓口及びオンラインでの対応、生活情報の発信等により、会員の付加価値の向上に努めております。

なお、株式会社ハートラインにおいては株式会社たまのや及び株式会社With Weddingに対し、施行委託することにより一定の手数料を受け取っております。

⑥ その他

その他は株式会社フルールの装販部門であり、棺・葬祭用品の卸売事業を行っております。

(8) 主要な事業所（2024年3月31日現在）
当社本社：福島県福島市鎌田字舟戸前15番地1
主要な営業所：

	事業会社名	福島県内	福島県外	合計
葬祭事業	株式会社たまのや	27	3	30
	株式会社北関東互助センター	－	6	6
	株式会社喜月堂セレオ	－	3	3
石材事業	カンノ・トレーディング株式会社	6	6	12
	カンノ・トレーディング・ベトナム有限公司	－	1	1
婚礼事業	株式会社With Wedding	3	－	3
生花事業	株式会社フルール	1	2	3
互助会事業	株式会社ハートライン	1	－	1
	株式会社北関東互助センター	－	1	1
その他（装販部門）	株式会社フルール	1	－	1

(9) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

	前年度末	当年度末
従業員数	507名（20名）	512名（33名）

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの当社グループへの出向者を含む。）であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（ ）は臨時従業員の年間平均雇用人数（1日当たり7時間40分換算）を外書きしております。

② 当社の使用人の状況

	前年度末	当年度末
従業員数	30名	31名
平均年齢（歳）	46.9	46.2
平均勤続年数（年）	18.1	18.3

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。ただし、当社グループ内への出向は出向扱いとしない。）であり、臨時雇用者数（パート、アルバイトを含む。）は、含んでおりません。

(10) **主要な借入先**（2024年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株 式 会 社 き ら や か 銀 行	31,200千円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	10,000千円

(11) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 5,100,000株
- ② 発行済株式の総数 3,843,100株
- ③ 株主数 918名
- ④ 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
カ ン ノ 合 同 会 社	920,000株	24.4%
齋 藤 高 紀	429,300株	11.4%
川 島 利 介	280,575株	7.4%
こころネットグループ従業員持株会	183,440株	4.9%
(株) 東 邦 銀 行	175,000株	4.6%
(株) 福 島 銀 行	135,000株	3.6%
内 藤 征 吾	114,100株	3.0%
水 元 公 仁	103,900株	2.8%
菅 野 孝 太 郎	85,140株	2.3%
野 村 證 券 (株)	64,400株	1.7%

(注) 持株比率は自己株式（71,545株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	8,400株	4 名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、30頁「(3) 会社役員に関する事項 ③ 当事業年度に係る取締役及び監査等委員の報酬等の総額」、31頁「④ 監査等委員を除く取締役の報酬等に関する決定方針」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

自己株式の処分

当社は、2023年7月10日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり譲渡制限付株式として自己株式の処分を行いました。

処分した株式の種類及び株式数	普通株式 14,400株
処分価額の総額	13,953,600円
割当先	当社の取締役 4名 8,400株 当社の子会社の取締役 5名 6,000株
払込期日	2023年7月31日

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	齋 藤 高 紀	
代 表 取 締 役 社 長	菅 野 孝 太 郎	〈重要な兼職の状況〉 天津中建万里石石材有限公司 董事
取 締 役	澤 田 正 晴	[担当] 経営企画部長
取 締 役	熊 坂 秀 一	[担当] 人事部長
取 締 役	羽 田 和 徳	〈重要な兼職の状況〉 株式会社たまのや 代表取締役 株式会社フルール 代表取締役
取 締 役	伊 藤 信 弘	〈重要な兼職の状況〉 株式会社いちい 代表取締役社長 株式会社ヒロックス 代表取締役社長 株式会社アイホールディングス 代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員 ・ 常 勤)	加 藤 重 光	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	菅 野 晴 隆	〈重要な兼職の状況〉 弁護士法人ブレインハート法律事務所 代表社員社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鈴 木 一 徳	〈重要な兼職の状況〉 公認会計士鈴木一徳会計事務所 代表

- (注) 1 取締役伊藤信弘氏及び取締役(監査等委員)菅野晴隆氏並びに鈴木一徳氏は社外取締役であります。
- 2 取締役(常勤監査等委員)加藤重光氏は、会計事務所での経験を有し、当社において経理部長の経歴もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 3 取締役(監査等委員)菅野晴隆氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
- 4 取締役(監査等委員)鈴木一徳氏は、税理士・公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 5 情報収集の充実に図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、加藤重光氏を常勤の監査等委員に選定しております。
- 6 当社は、取締役伊藤信弘氏及び取締役(監査等委員)菅野晴隆氏並びに鈴木一徳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 7 当社と、社外取締役伊藤信弘氏及び社外取締役(監査等委員)菅野晴隆氏並びに鈴木一徳氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
大 出 隆 秀	2023年6月27日	任 期 満 了	社外取締役(監査等委員) 有限会社大出会計事務所 代表取締役

③ 当事業年度に係る取締役及び監査等委員の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	84,510 (1,440)	76,371 (1,440)	—	8,139 (—)	5名 (1名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	10,404 (2,880)	10,404 (2,880)	—	—	4名 (3名)
合 計 (うち社外取締役)	94,914 (4,320)	86,775 (4,320)	—	8,139 (—)	9名 (4名)

- (注) 1 上記には、2023年6月27日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員) 1名を含んでおります。
- 2 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。

- 3 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の限度額は、2015年6月25日開催の定時株主総会において年額144百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内。なお、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）です。
また、現行の取締役の金銭報酬枠の範囲内で、2022年6月28日開催の定時株主総会において、株式報酬の金額として年額14百万円以内、株式数の総数は年14,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名です。
- 4 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「④ 監査等委員を除く取締役の報酬等に関する決定方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、27頁「2 会社の現況（1）株式の状況 ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
- 5 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち社外取締役2名）です。

④ 監査等委員を除く取締役の報酬等に関する決定方針

監査等委員を除く取締役の報酬には、インセンティブを付与する重要な機能があると考えられることから、その報酬等を適切な内容とするための仕組みを構築すべく、「監査等委員を除く取締役の報酬に関する決定方針」（以下、「決定方針」という。）の原案を指名・報酬委員会に諮問し、審議、答申内容を踏まえて取締役会において決定方針を以下のとおり決議いたしました。

（i）基本方針

当社は、業務執行取締役の報酬は、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うため、基本報酬と株式報酬の構成とする。なお、基本報酬と株式報酬の割合は、おおむね9：1となるように支給するものとする。

当社は、非業務執行取締役の報酬は、原則として定額の基本報酬のみで構成し、株式報酬は支給しない。

（ii）基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬額に関する決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬を、年俸制による固定報酬額を12等分した月例の金銭報酬とする。個人別報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額内において、代表取締役が、業種、適切な比較対象となる他社報酬等の水準、当社における他役職員の水準等を考慮して報酬案を作成し、指名・報酬委員会における公正かつ透明性の高い審議及び答申を経たうえで、取締役会において決定する。

監査等委員である取締役の基本報酬は、株主総会で決議された報酬限度額内で、監査等委員会において決定する。

- (iii) 株式報酬（譲渡制限付株式報酬）の個人別報酬額に関する決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社は、業務執行取締役の株式報酬を、当社の普通株式を用いて、毎年、定時株主総会後の一定の時期に付与する譲渡制限付株式報酬とする。本株式の譲渡制限は、1年から5年間の範囲で取締役会が定めた期間としたうえで、取締役会が定めた勤務条件及び業績目標の達成を条件として解除する。

個人別報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額内において、代表取締役が、役位、職責、在任年数を考慮して報酬案を作成し、指名・報酬委員会における公正かつ透明性の高い審議及び答申を経たうえで、取締役会において決定する。

- ⑤ 取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会の審議及び答申を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 社外役員に関する事項

- (i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役伊藤信弘氏は、株式会社いちい、株式会社ヒロックス、株式会社アイホールディングスの代表取締役社長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）菅野晴隆氏は、弁護士法人ブレインハート法律事務所の代表社員社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）鈴木一徳氏は、公認会計士鈴木一徳会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(ii) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	伊 藤 信 弘	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。 企業経営者としての見地から豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会では積極的に意見を述べており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割、責務を発揮しております。また、指名・報酬委員会の委員として独立した客観的な立場から同委員会の審議に参画しております。
取締役 (監査等委員)	菅 野 晴 隆	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに、また、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保する発言を行っており、監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制等について、適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として独立した客観的な立場から同委員会の審議に参画しております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	鈴木 一 徳	2023年6月27日に取締役監査等委員に就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回すべてに、また、監査等委員会10回すべてに出席いたしました。税理士・公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保する発言を行っており、監査等委員会においては、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として独立した客観的な立場から同委員会の審議に参画しております。
	大出 隆 秀	当事業年度において、2023年6月27日に取締役監査等委員を退任するまでに開催された取締役会4回すべてに、また、監査等委員会4回すべてに出席いたしました。税理士・公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保する発言を行い、監査等委員会においては、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜、必要な発言を行っておりました。また、指名・報酬委員会の委員として独立した客観的な立場から同委員会の審議に参画しておりました。

⑦ 補償契約の内容の概要

当社は、取締役全員と会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。

⑧ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されないなど一定の免責事由があります。なお、当該保険契約は次回更新時（2025年2月）に同内容で更新する予定であります。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 東邦監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

	東 邦 監 査 法 人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,100千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,100千円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- 2 監査等委員会は、会計監査人による当該事業年度の監査計画の内容、監査時間及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬の額につき会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。
また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境や以下の方針によって実施することとしております。

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付け、安定した配当を継続的に実施することを基本方針とし、内部留保資金については、財務体質の強化、今後成長が見込める事業分野への投資、設備投資、研究開発投資、人的資本への投資等、今後の事業展開に備えた経営基盤の強化に活用いたします。

また、自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら検討してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり15円とさせていただきますと存じます。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,546,223	流動負債	1,511,526
現金及び預金	3,122,242	買掛金	290,045
受取手形	22,564	1年内返済予定の長期借入金	31,600
売掛金	528,877	リース債務	1,976
有価証券	129,476	未払法人税等	125,789
商品及び製品	414,072	賞与引当金	213,881
仕掛品	32,584	その他の	848,232
原材料及び貯蔵品	28,160	固定負債	9,182,965
未収還付法人税等	102,688	長期借入金	9,600
その他の	435,134	リース債務	6,265
貸倒引当金	△269,577	繰延税金負債	3,364
固定資産	14,721,027	前受金復活損失引当金	9,195
有形固定資産	8,866,519	資産除去債務	224,872
建物及び構築物	3,761,150	負ののれん	18,589
機械装置及び運搬具	166,533	前払式特定取引前受金	8,809,030
土地	4,789,866	その他の	102,047
リース資産	8,112	負債合計	10,694,492
建設仮勘定	68,764	純資産の部	
その他の	72,090	科 目	金 額
無形固定資産	799,134	株主資本	8,452,325
のれん	734,512	資本金	500,658
その他の	64,621	資本剰余金	2,028,962
投資その他の資産	5,055,373	利益剰余金	5,983,457
投資有価証券	500,996	自己株式	△60,752
長期貸付金	18,596	その他の包括利益累計額	120,432
繰延税金資産	633,598	その他有価証券評価差額金	10,663
営業保証金	545,375	為替換算調整勘定	109,769
供託金	2,370,650	純資産合計	8,572,758
その他の	1,030,117	負債純資産合計	19,267,250
貸倒引当金	△43,961		
資産合計	19,267,250		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連 結 損 益 計 算 書

(2023年 4 月 1 日から)
(2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			10,035,798
売上原価			6,656,007
営業総利益			3,379,790
販売費及び一般管理費			2,721,412
営業利益			658,377
営業外収益			
受取利息	7,727		
受取配当金	2,238		
負のれん償却額	12,393		
為替差益	43,598		
掛金解約手数料	21,562		
貸倒引当金戻入額	44,856		
前受金復活損失引当金戻入額	233		
その他	82,391		215,000
営業外費用			
支払利息	1,178		
支持分による投資損失	21,530		
休止固定資産減価償却費	1,873		
遊休資産諸費用	8,684		
前受金復活損失引当金繰入額	4,192		
その他	5,821		43,280
経常利益			830,097
特別利益			
固定資産売却益	5,862		
受取保険金	2,092		
その他	331		8,287
特別損失			
減損損失	26,951		
固定資産除却損	15,135		
情報セキュリティ対策費	6,000		48,087
税金等調整前当期純利益			790,297
法人税、住民税及び事業税	224,235		
法人税等調整額	△13,496		210,739
当期純利益			579,558
親会社株主に帰属する当期純利益			579,558

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	920,301	流 動 負 債	552,838
現金及び預金	307,073	1年内返済予定の長期借入金	274,200
売掛金	80,329	未払金	212,221
短期貸付金	594,916	未払法人税等	12,565
未収入金	129,788	賞与引当金	18,644
未収還付法人税等	100,004	リース債務	1,010
立替金	22,961	その他の	34,196
その他の他金	59,533	固 定 負 債	1,948,359
貸倒引当金	△374,305	長期借入金	1,845,600
固 定 資 産	8,966,517	リース債務	3,811
有形固定資産	4,925,836	資産除去債務	67,347
建物	1,719,920	負ののれん	11,744
構築物	150,038	役員に対する長期未払金	19,234
機械及び装置	76,514	その他の	621
車両運搬具	1,971	負 債 合 計	2,501,197
工具、器具及び備品	2,582	純 資 産 の 部	
土地	2,913,543	科 目	金 額
リース資産	4,748	株 主 資 本	7,374,957
建設仮勘定	56,518	資 本 金	500,658
無 形 固 定 資 産	28,074	資 本 剰 余 金	2,013,680
のれん	3,772	資 本 準 備 金	2,011,261
借地権	3,225	その他資本剰余金	2,419
商標権	50	利 益 剰 余 金	4,921,371
ソフトウェア	18,471	利 益 準 備 金	24,035
その他の他	2,554	その他利益剰余金	4,897,336
投資その他の資産	4,012,606	別 途 積 立 金	590,535
投資有価証券	54,468	繰越利益剰余金	4,306,801
関係会社株式	2,628,764	自 己 株 式	△60,752
出資	2,791	評 価 ・ 換 算 差 額 等	10,663
関係会社出資金	133,032	その他有価証券評価差額金	10,663
長期貸付金	1,143,283	純 資 産 合 計	7,385,621
繰延税金資産	272,770	負 債 純 資 産 合 計	9,886,819
その他の他金	31,174		
貸倒引当金	△253,679		
資 産 合 計	9,886,819		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2023年 4 月 1 日から)
(2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上 販売費及び一般管理費 営業外収益 受取の業務 営業外費用 支倒引当金の繰入 経常利益 特別受取保証金 特別固定資産会社特別損失 税金引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益	売上		1,407,983
	売上		278,843
	販売費及び一般管理費		1,129,140
	営業外収益		559,531
	受取の業務		569,608
	営業外費用	18,197	
	支倒引当金の繰入	7,829	
	経常利益	10,000	
	特別受取保証金	13,706	
	特別固定資産会社特別損失	8,505	58,239
税金引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益	税金引前当期純利益	10,641	
	法人税、住民税及び事業税	223,359	
	法人税等調整額	573	234,573
	当期純利益		393,274
	法人税、住民税及び事業税	1,199	1,199
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益	法人税、住民税及び事業税	9,225	
	法人税等調整額	90,000	
	当期純利益	6,000	105,225
	法人税、住民税及び事業税	24,143	289,249
	法人税等調整額	△9,342	14,800
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益	法人税、住民税及び事業税		274,448
	法人税等調整額		

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

こころネット株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 淳
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 渡 辺 慎 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、こころネット株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、こころネット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

こころネット株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 佐 藤 淳

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 渡 辺 慎 志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、こころネット株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査等委員が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月31日

こころネット株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 加藤 重光 ㊞

監査等委員 菅野 晴隆 ㊞

監査等委員 鈴木 一徳 ㊞

(注) 監査等委員菅野晴隆及び鈴木一徳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第58回定時株主総会会場ご案内図

会 場

たまのや こころ斎苑 黒岩

福島県福島市黒岩字堂ノ後35番地

TEL 024-545-3311

交 通

- ・ J R 南福島駅から徒歩約14分
- ・ J R 福島駅東口からタクシーで約10分
- ・ J R 福島駅東口6番のりば『バイパス経由医大行』乗車約12分
バス停「中島」下車すぐ
- ・ 東北道「福島西IC」から約15分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。